

長島町 成年後見制度利用促進基本計画

計画素案

令和7年3月

鹿児島県長島町

※表紙裏（白紙ページ）

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 成年後見制度とは	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置付け・計画期間	3
4 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画について	4
(1) 成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方	4
(2) 今後の施策の目標等	5
5 現状と課題	6
(1) 成年後見制度町長申立件数の推移	6
(2) アンケート調査からみえる現状	6
第2章 計画の基本的な考え方	8
1 基本的な考え方	8
2 基本理念	8
3 基本施策・体系	8
第3章 施策の展開	9
1 制度の理解促進	9
(1) 成年後見制度の周知・啓発	9
(2) 相談窓口の周知・啓発	9
(3) 制度の理解促進	9
2 地域連携ネットワークの構築	10
(1) 支援が必要な人を発見できる体制づくり	10
(2) 相談支援体制の整備	10
(3) 個々のニーズに応じた柔軟な支援体制の整備	10
(4) 町長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	10
(5) 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築	10
3 相談支援体制の強化	12
(1) 地域連携ネットワークによる個々のニーズへの対応	12
(2) 中核機関による地域連携・機能強化	12
本計画に係る評価指標	13
(1) 制度の理解促進	13
(2) 地域連携ネットワークの構築	13
(3) 相談支援体制の強化	13
資料編	14

※本書における表記の取り扱いについて

（１）「障害者」を「障がい者」と表記します。

何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」とひらがなで表記します。

（例：障がい者等、障がい者施策、障がい者スポーツなど）

（２）法令等の名称及びそれらの中で特定のものを示す用語、組織、団体、施設名等の名称を除き、「障害」を「障がい」と表記します。

（例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど）

第1章

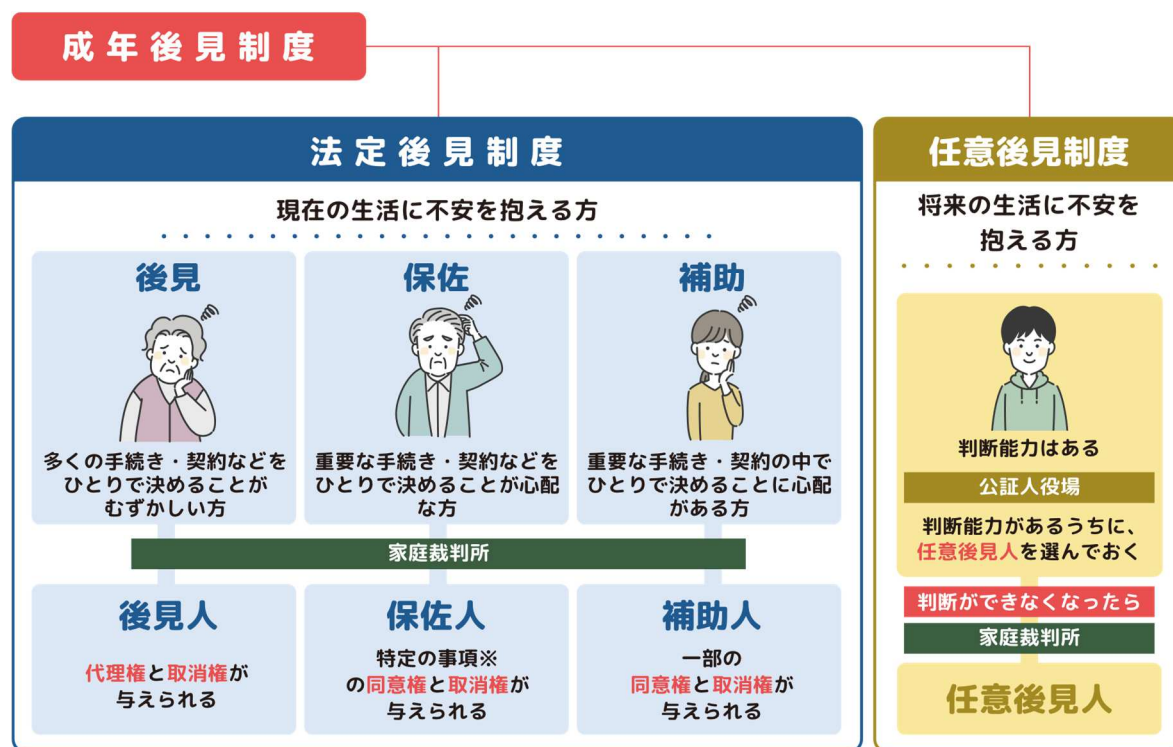
計画の策定にあたって

1 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の障がいによって判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人（以下「本人」という。）について、成年後見人^{*1}等が本人の意思を尊重しながら、その判断能力を補うことによって、本人の身体や財産等の権利を擁護するものです。

成年後見制度は、現在の生活に不安を抱える方が利用する「法定後見制度^{*2}」と、将来の生活に不安を抱える方が利用する「任意後見制度^{*3}」の2つに分かれており、各制度の詳細については、下図のとおりとなります。

図表 1: 成年後見制度の内容



※特定の事項とは民法13条1項にあげられる行為を指す。
具体的には、不動産の売買・賃貸借、新築・改築工事契約、相続の承認・放棄や遺産分割協議、高価な動産の売買・賃貸借などがある。

- *1 **成年後見人**：成年後見制度において、判断能力が不十分な人（被後見人）に対して法的に支援を行う者。成年後見人は、被後見人の財産管理や契約の締結、生活全般のサポートを担当し、その権利を守る役割を果たす。後見人には専門職（弁護士や司法書士など）や親族が任命され、適切な支援を行うことが求められる。出典：法務省「成年後見制度の概要」。
- *2 **法定後見制度**：判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所が後見人を選任し、法的な支援を行う制度。高齢者や障がい者など、自己決定が困難な場合に適用され、財産管理や日常生活の支援、契約の締結などを後見人が行う。法定後見制度には、後見、保佐、補助の3種類があり、個別の状態に応じた支援が提供される。出典：法務省「法定後見制度の概要」。
- *3 **任意後見制度**：本人が自分の判断能力が十分であるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ信頼できる人を後見人として指定する制度。家庭裁判所が選任する法定後見とは異なり、本人の意思に基づいて後見人を選び、契約や財産管理などの支援を受けることができる。任意後見契約を結ぶことにより、将来にわたる安心した生活を確保するための仕組みとなっている。出典：法務省「任意後見制度の概要」。

2 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の障がいによって判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人（本人）について、成年後見人等が本人の意思を尊重しながら、その判断能力を補うことによって、本人の身体や財産等の権利を擁護するものとして、従来の禁治産制度^{*4}を見直し、平成 12 年から開始されました。

しかしながら、制度利用者数については、制度開始時から増加傾向にあるものの、認知症高齢者数等の数と比較して著しく少ない状況です。また、今後も認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加が見込まれ、成年後見制度の利用の必要性は高まっていくものと考えられます。

そのため国は、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、ノーマライゼーション^{*5}、自己決定権^{*6}の尊重、身上保護^{*7}の重視といった理念の更なる尊重を図ることとし、平成 29 年度から令和 3 年度までの「成年後見制度利用促進基本計画」、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とした「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用が促進されるよう、更に施策を推進することとしています。

本町では、これまで成年後見制度の利用促進を含む権利擁護を推進し、高齢者や障がい者の方々への個別支援の中で、成年後見制度の利用支援に取り組んできました。今後、より一層成年後見制度の利用促進を図るため、「長島町成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律の抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

^{*4} **禁治産制度**：かつて存在した日本の民法上の制度で、判断能力が著しく欠如している人に対し、その権利を制限し、法的に保護するために後見人が選任される制度。禁治産者は、契約や財産管理などの法的行為ができなくなり、後見人がその役割を果たしていた。しかし、2000 年（平成 12 年）の民法改正により、禁治産制度は廃止され、現在は成年後見制度が適用されている。出典：法務省「民法改正に関する解説」。

^{*5} **ノーマライゼーション**：障がい者を含むすべての人々が、地域社会の中で他の人と平等に生活できるようにする概念。障がいを持つ人々が特別な施設やサービスを利用することなく、日常生活の中で自立し、社会参加できる環境の整備を目指す。ノーマライゼーションは、社会的包摂を促進し、障がい者が社会の一員として尊厳を持って暮らせる社会の実現を目指す。出典：厚生労働省「ノーマライゼーションの考え方」。

^{*6} **自己決定権**：自分の生活や将来に関する重要な選択を、自分自身で行う権利。これは、個人が他者からの不当な干渉を受けずに、自分の意志で意思決定をすることを意味し、特に医療、教育、福祉の分野で重要とされる。自己決定権は、個人の尊厳を守る基本的な権利であり、障がい者や高齢者を含むすべての人々がその権利を行使できる社会を目指す。出典：厚生労働省「自己決定権とその尊重について」。

^{*7} **身上保護**：精神的または身体的に自分自身を守ることが困難な人々に対して、生活全般にわたる支援や保護を行うこと。身上保護は、特に高齢者や障がい者、精神障がい者などに対して、福祉サービスや医療サービスを提供することによって、生活の質を向上させ、安全かつ尊厳を保った生活を支援する役割を果たす。法的には、成年後見制度の一環として身上保護が行われることもある。出典：厚生労働省「身上保護の重要性について」。

3 計画の位置付け・計画期間

本計画は、成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性と施策を示すものであり、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき、本町における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画として策定するものです。

計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

図表 2:計画期間



4 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画について

(1) 成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方

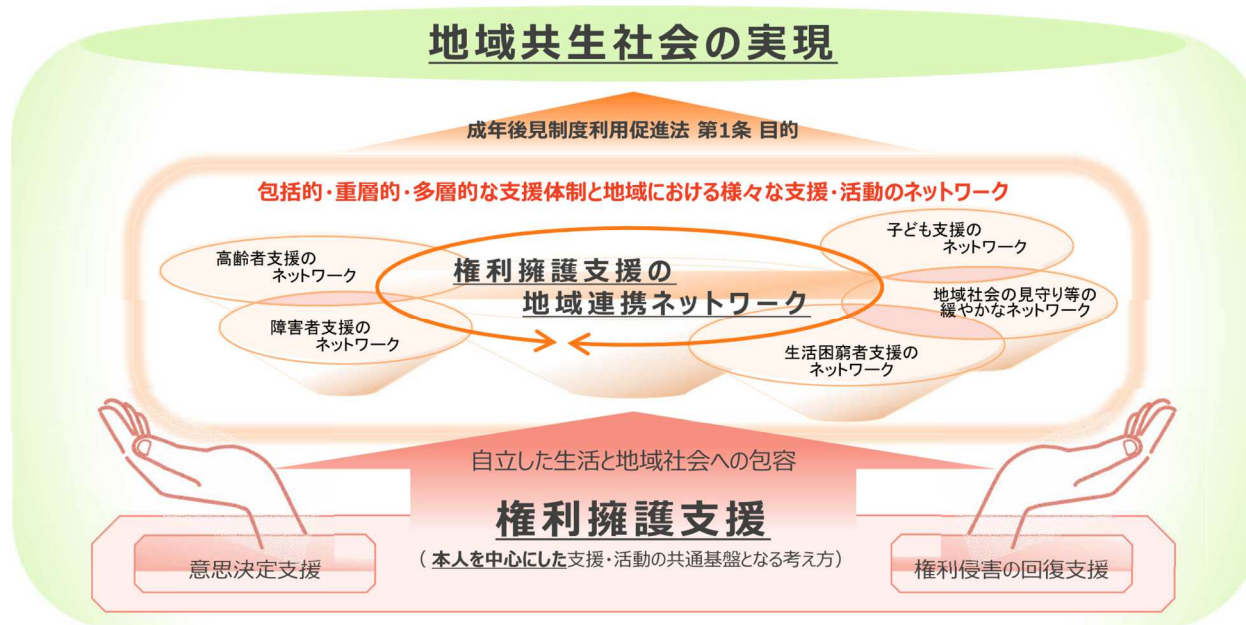
- 地域共生社会^{*8}の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

^{*8} **地域共生社会**：すべての人々が年齢や障がい、社会的背景に関係なく、地域社会の中で互いに支え合い、共に生きることができる社会の実現を目指す概念。地域共生社会では、障がい者、高齢者、子ども、外国人など、すべての人々が社会的に孤立することなく、平等に参加できる環境が整備されることが求められる。この考え方は、地域のリソースやネットワークを活用して、誰もが安心して暮らせる社会づくりを目指す。出典：内閣府「地域共生社会の推進について」。

（２）今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て^{*9}・成年後見制度利用支援事業^{*10}の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やK P I ^{*11}（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。



〔出典〕厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画における地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」

*9 市町村長申立て：市町村長が、住民の福祉や安全を守るために、家庭裁判所に対して行う申立て。具体的には、判断能力が不十分な人に対して成年後見制度を利用するための申立てや、生活に困難を抱える人に対して支援を求める申立てなどが含まれる。市町村長は、地域住民の福祉向上を目的として、必要に応じて裁判所に手続きを依頼することができる。出典：法務省「市町村長申立てに関するガイドライン」。

*10 成年後見制度利用支援事業：成年後見制度を利用するために必要な手続きや支援を提供する事業。主に、判断能力が不十分な人々が、後見人を選任するためのサポートを受けられるようにすることを目的としている。具体的には、制度の利用に関する相談対応や、後見人候補者の紹介、手続きのサポートなどが含まれ、制度利用を促進し、適切な支援を受けることができるように支援する。出典：厚生労働省「成年後見制度利用支援事業の実施について」。

*11 K P I（Key Performance Indicator）：組織やプロジェクトの目標達成度を測定するための重要な指標。業績や成果を定量的に評価するために設定され、目標に対する進捗や成果を把握するために使用される。例えば、売上高、顧客満足度、業務効率など、組織の成功を測るための具体的な数値として活用される。企業や自治体の運営において、KPIを定めることにより、戦略の達成度を確認し、改善策を講じることができる。出典：総務省「KPI活用の手引き」。

5 現状と課題

(1) 成年後見制度町長申立件数の推移

判断能力の不十分な認知症、知的障がい、精神障がい等に対し、家庭裁判所に申立て・審判を経て後見人等が権限を行使して生活を支援するための成年後見制度の町長申立件数は、令和4年度以降0件となっています。

図表 3: 成年後見制度町長申立件数の推移

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
申立件数	0	0	1	0	0

[出典] 長島町福祉事務所

(2) アンケート調査からみえる現状

① 実施概要

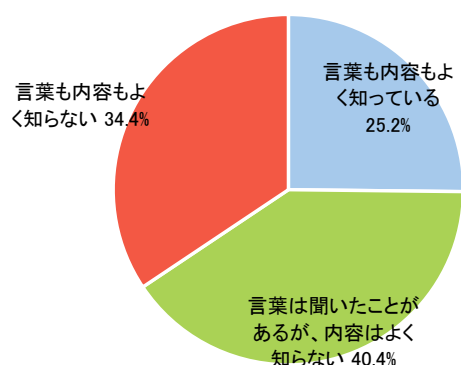
調 査 名	地域福祉とこころの健康に関する住民意識調査
調 査 地 域	長島町全域
調 査 対 象	長島町に在住する18歳以上の男女1,000人を無作為抽出
調 査 期 間	令和6年8月～令和6年9月
調 査 方 法	インターネットからの回答を含めた郵送調査
回 収 状 況	配布数1,000件、回収件数424件、回収率42.4%

② 認知状況

成年後見制度について「言葉も内容もよく知っている」とする割合が25.2%、「言葉は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」が40.4%、「言葉も内容もよく知らない」が34.4%となっており、認知度が低い事がわかりました。

性別では大きな差異はみられませんが、年代別では40歳未満では「言葉も内容もよく知らない」の割合が他の年代と比較して高くなっています。

図表 4: 成年後見制度の認知状況



(n=413)

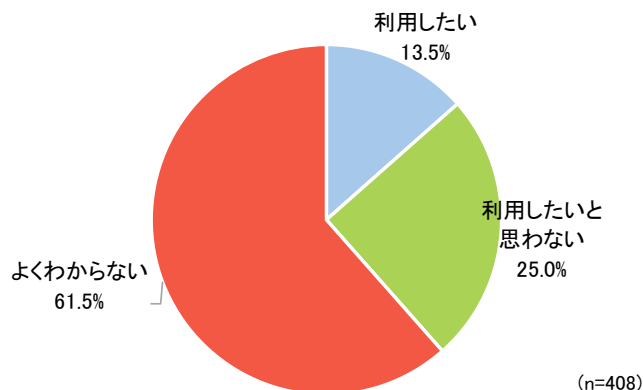
[出典] 地域福祉とこころの健康に関する住民意識調査

③ 利用意向

今後の利用意向は「利用したい」とする割合が13.5%、「利用したいと思わない」が25.0%、「よくわからない」が61.5%となっています。

性別・年代別で大きな差異はみられませんでした。

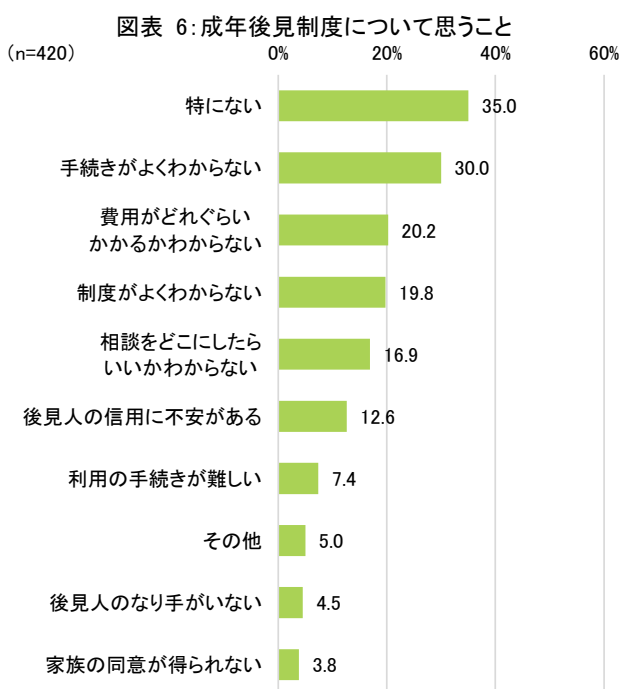
図表 5: 成年後見制度の利用意向



[出典] 地域福祉とこころの健康に関する住民意識調査

④ 制度について思うこと

成年後見制度に対しては「特にない」とする割合が35.0%で最も高く、次いで「手続きがよくわからない」が30.0%、「費用がどれくらいかかるかわからない」が20.2%となっています。



[出典] 地域福祉とこころの健康に関する住民意識調査

本町における課題

- 高齢化の進行等により、判断能力が不十分になりうる人が今後も増えていく可能性が高い
- 制度自体の認知度が著しく低い
- 制度の必要性を感じていない人が多い
- 制度をはじめ、手続き、費用面、相談先等についても継続して周知していく必要がある

第2章

計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

本町における成年後見制度の利用状況は、高齢化の進行や、障がい者人口の現状を鑑みると、その利用率は依然として著しく低い水準にとどまっています。実際に社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されないことがうかがえます。

この状況を踏まえ、本計画では、成年後見制度の利用促進を図るため、加齢や障がいにより判断能力が低下した方々が、地域で安心して暮らせるよう、権利擁護を支援することで、誰もが自分らしく生きられるまちづくりを目指します。

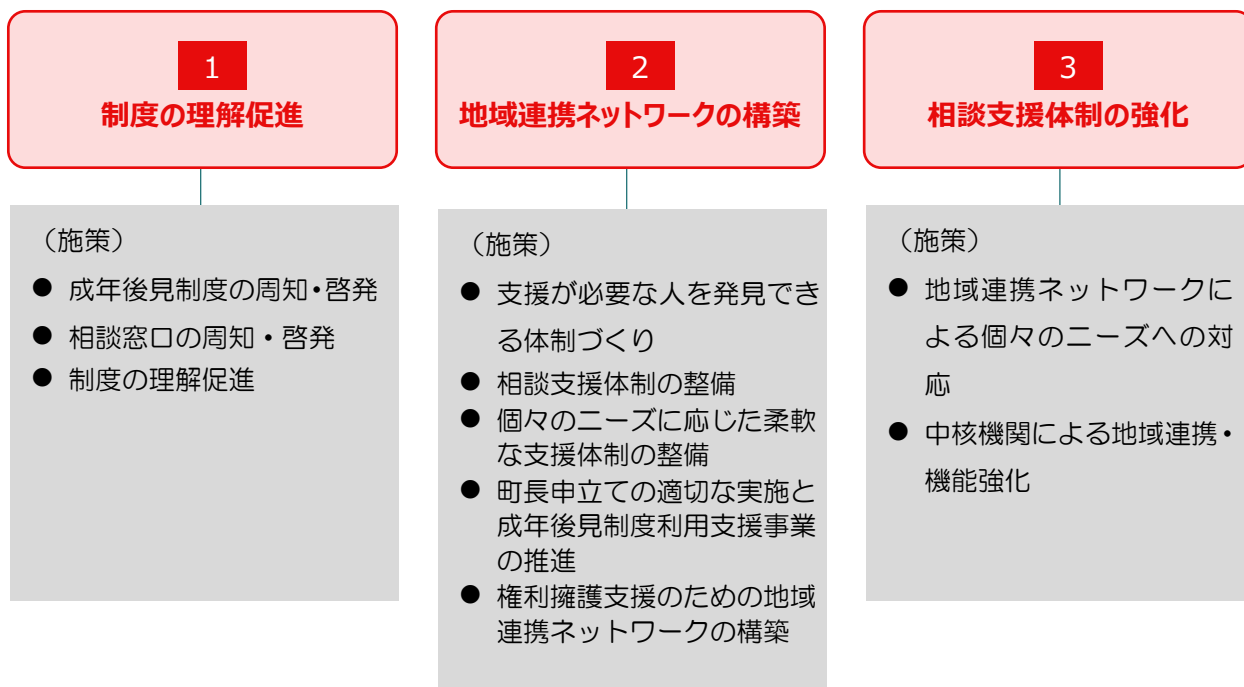
2 基本理念

一人ひとりの意思と権利が尊重される福祉のまち

3 基本施策・体系

成年後見制度利用促進に向け、次の3点を基本施策とします。

図表 7 基本施策・体系



1 制度の理解促進

(1) 成年後見制度の周知・啓発

町民の成年後見制度への関心を高め、理解の促進につながるよう、関係機関と連携し、町の広報誌やホームページなど、多様な媒体や機会を活用して周知を図るとともに、制度の適切な利用に関する啓発を推進します。

(2) 相談窓口の周知・啓発

町の広報誌やホームページなど、多様な媒体や機会を活用して、成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知に努めます。

(3) 制度の理解促進

ケアマネジャー^{*12}や相談支援事業所、団体等を対象とした研修会の開催に努め、成年後見制度の理解を深めるとともに個別のニーズを把握し、制度の利用につなぐことができる社会づくりに努めます。

^{*12} ケアマネジャー：介護支援専門員。高齢者や障がい者などが適切な介護サービスを受けられるように支援する専門職。利用者のニーズを把握し、個別のケアプランを作成するほか、サービス提供者との調整やモニタリングを行う。介護保険制度に基づき、利用者が自立した生活を維持できるように支援する役割を担っている。出典：厚生労働省「ケアマネジャーの役割について」。

2 地域連携ネットワークの構築

(1) 支援が必要な人を発見できる体制づくり

財産管理や必要な福祉サービスの利用手続きなど、権利擁護への支援が必要な人の早期発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができる体制の整備をしていきます。

また、地域住民や家族からの相談、社会福祉協議会^{*13}やケアマネジャー、民生委員・児童委員^{*14}からの相談など、体制の整備にあたっては、関係機関と連携した早期発見の仕組みづくりに努めます。

(2) 相談支援体制の整備

支援が必要な人やその家族等が、成年後見制度の利用について身近な地域で気軽に相談できるよう、社会福祉協議会の相談窓口をはじめ関係機関と連携し、相談窓口の充実を図ります。

(3) 個々のニーズに応じた柔軟な支援体制の整備

利用を希望する人の状況確認と個別のニーズを把握しながら、丁寧な制度の説明を行うとともに、きめ細かな支援に努め、本人の意思や心身の状態、生活の状況等を踏まえた制度の運用を図ります。

(4) 町長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、町長申立ての適切な実施と、事務を迅速に行える体制を整備します。また、成年後見制度の利用に係る経済的負担を軽減し、制度が広く利用されるよう利用支援事業を推進します。

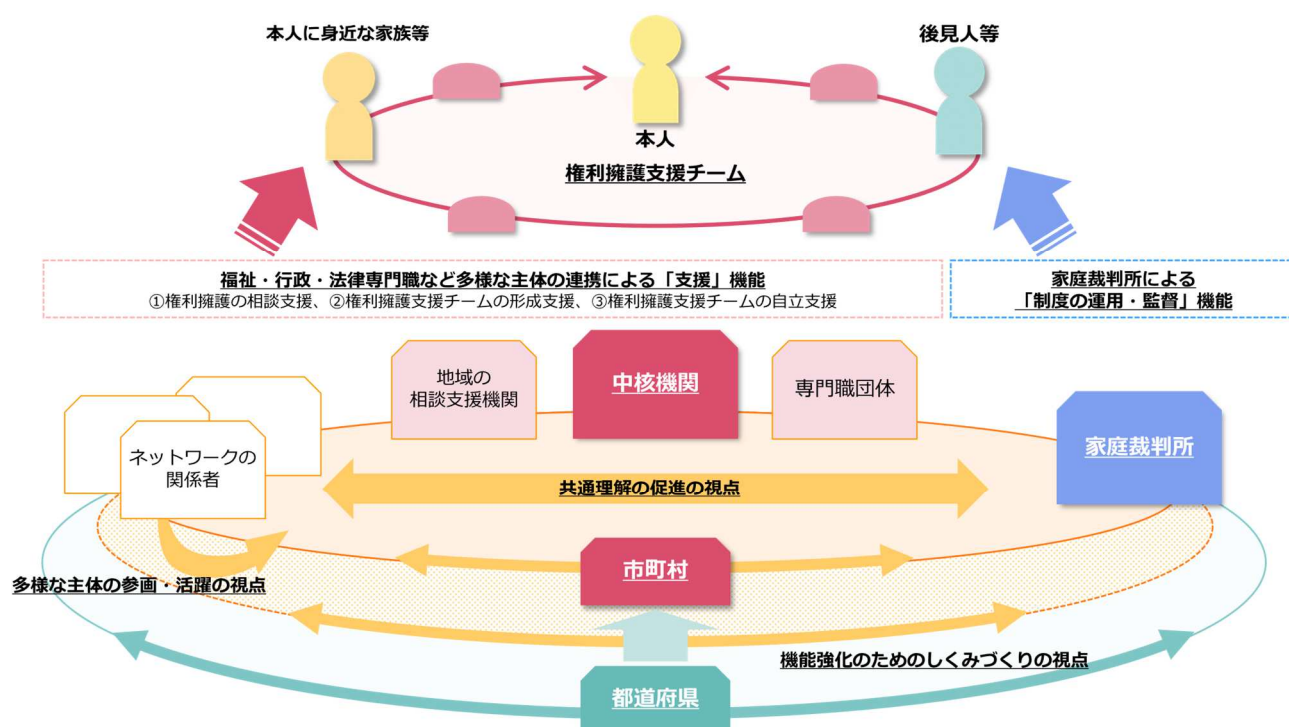
(5) 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、行政・家庭裁判所・専門職団体・民間の団体等が一体的に連携・協力し、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切に必要な支援につなげるための地域連携ネットワークの構築を図ります。

*13 **社会福祉協議会**：地域社会における福祉活動の推進を目的とする団体。主に、地域住民の福祉の向上を図るため、福祉サービスの提供や相談支援、ボランティア活動の推進などを行う。市町村に設置され、地域住民と連携し、必要な支援を提供する役割を果たす。また、地域福祉の発展を目指し、地域の特性に応じた福祉活動を展開する。出典：厚生労働省「社会福祉協議会の概要」。

*14 **民生委員・児童委員**：地域住民の福祉を支援するボランティアとして、民生委員は高齢者や障がい者などの福祉支援、児童委員は子どもの福祉に関する活動を担当する。民生委員・児童委員は、福祉サービスの案内や相談、困っている家庭への支援などを行い、地域住民との連携を深めて地域福祉の向上に貢献している。いずれも、地域住民からの推薦を受けて任命され、地域福祉の中心的な役割を担う。出典：厚生労働省「民生委員・児童委員の役割」。

図表 8: 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



[出典]厚生労働省「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」

3 相談支援体制の強化

(1) 地域連携ネットワークによる個々のニーズへの対応

地域連携ネットワークの構築を図り、権利擁護の支援が必要な人に対し、早期に必要な支援につなぐとともに、専門職、関係機関が連携して、個々のニーズに応じた支援の在り方を協議することができる仕組みをつくります。

(2) 中核機関による地域連携・機能強化

地域の福祉や法律の専門職等と連携し、地域における制度の推進役として地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関^{*15}）を福祉事務所が担っており、中核機関としての機能強化を推進します。

*15 中核機関：成年後見制度の利用促進を目的に、市町村が設置する機関。相談対応や関係機関との連携を行い、制度の利用支援や地域の後見体制の整備を担う。

本計画に係る評価指標

(1) 制度の理解促進

評価指標	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和11年度)
リーフレット・ポスターなど による制度の周知	年間1回実施	年間1回実施	年間1回実施	年間1回実施	年間1回実施	年間1回実施
成年後見制度について 「言葉も内容もよく知って いる」とする割合(アンケート調査)	制度認知率 25.2% → 30%(令和11年度・目標値)					

(2) 地域連携ネットワークの構築

評価指標	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和11年度)
長島町成年後見制度利用促進協議会開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(3) 相談支援体制の強化

評価指標	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和11年度)
研修会等開催回数	0回	1回	1回	1回	1回	1回
相談会開催回数	0回	1回	1回	1回	1回	1回



資料編

- 設置要綱
- 委員名簿